

福祉バス使用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南部町社会福祉協議会所有の福祉バス(以下「福祉バス」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 福祉バスは、以下の各号に該当するときに会長の承認を得て使用することができる。

(1) 南部町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が自らの計画に基づき、福祉バスを直接その用に供するとき。

(2) 南部町が主催する事業の用に福祉バスを供するとき。

(3) 本会が使用を認める次の団体が福祉活動のために福祉バスを供するとき。

ア 本会が活動を支援する団体

イ 福祉団体等

ウ 社会福祉法人等

エ ボランティアグループ・団体

(4) その他、会長が特に必要と認めたとき。

(5) 第3号に規定する団体の詳細については別に定める。

(使用の申込み)

第3条 福祉バスを使用するものは、使用の2週間前までに様式第1号または様式第2号に定める「福祉バス使用申込書」を提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 前項に定める使用の申し込みを受けたときは、会長は、速やかに、その使用の許可又は不許可を通知しなければならない。

(使用者の義務)

第4条 福祉バスの使用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 走行中みだりに立ち上がったり、歩行してはならない。

(2) ごみ等は使用者各自が責任をもって片付けなければならない。

(3) 故意に備品等を破損してはならない。

(4) 車内での喫煙・飲酒はしてはならない。

(5) 福祉バスを使用した団体は使用終了時に、使用者の負担で燃料を満量給油しなければならない。

(6) 道路通行料、駐車料金等が発生した場合は使用者がその経費を負担する。

2 前項第3号の遵守事項に違反したときは、会長は使用者に対して、破損した備品等の修理に要する費用又は新規の購入に要する費用を請求することができる。

(使用の制限)

第5条 福祉バスの使用申し込みにおいて次の各号に該当するときには、原則として本会は使用を許可しないものとする。

(1) 使用距離が片道150km以上であるとき。

(2) 使用人員が10名未満のとき。

(3) 前条第1項各号に定める事項が遵守されなかったとき、あるいは、そのおそれがあるとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、使用について支障があるとき。

(使用時間)

第6条 福祉バスの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

2 原則として宿泊は伴わない。

(損害保険)

第7条 福祉バスの損害保険は本会で加入するが、補償については当該保険契約内の対応とする。

(その他)

第8条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月5日から施行する。